

葛城市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置目的）

第 1 条 葛城市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。なお、この協議会は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、奈良県葛城市柿本 166 番地葛城市役所庁舎内に置く。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- （1）市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- （2）交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （3）交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （4）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること。

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1 人
- （2）副会長 1 人
- （3）監事 2 人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 6 条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

（副会長）

第 7 条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 緊急を要する場合又は会長が必要と認めるときは、文書その他の方法による開催とすることができる。

8 前項の場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、企画部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 委員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

1 この規約は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

2 協議会設立と同時に委員となった者の任期については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 27 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

葛城市地域公共交通活性化協議会委員

区分		委員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通計画 作成市	葛城市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 橿原神宮前駅 駅長
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社 地域共生室長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 葛城支部会 代表
	道路管理者	奈良国道事務所 副所長
		奈良県高田土木事務所 所長
		葛城市都市整備部 部長
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長
	市民又は地域公共 交通の利用者	葛城市区長会 会長 副会長
		葛城市商工会 主任経営指導員
		葛城市寿連合会 会長
		葛城市民生児童委員連合会 会長
		葛城市議会 議長 総務建設常任委員会 委員長
	葛城市が必要と 認める者	近畿運輸局 奈良運輸支局長
		奈良県県土マネジメント部 リニア・地域交通課長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
		葛城市保健福祉部 部長
		葛城市社会福祉協議会 局長